

「参議院の緊急集会」に関する論点

衆議院議員 新藤 義孝

第54条 衆議院が解散されたとき⁽¹⁾は、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集⁽²⁾しなければならない。

② 衆議院が解散されたとき⁽¹⁾は、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる⁽³⁾。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ⁽⁴⁾。

論点	文言上の想定	拡張解釈を主張する意見	拡張解釈の課題
1. 場面の限定	「衆議院が解散されたとき」に限定	「任期満了による衆議院不在」時にも類推適用できるのではないか	憲法の明文規定との関係
2. 期間の限定	「解散から総選挙までの40日間」 +「特別会召集までの30日間」 ⇒最大でも「70日間」	総選挙が70日を超えて困難な場合にも類推適用できるのではないか	・有事における二院制国会の機能維持という観点からの検討が必要 ・例外規定は厳格に解釈することが大原則
3. 権限・案件の限定 ① 権限の限定	・二院制国会の例外という性格に照らし、内閣総理大臣の指名、条約締結の承認、内閣不信任決議などの権限は行使できない	(現行解釈による)	
② 案件の限定	・「内閣が示した案件」と「これに関連する案件」に限定	国会法改正により、処理できる案件の範囲を拡大できるのではないか	「案件限定」は「内閣が緊急集会を求める」ことを踏まえた憲法上の要請であることとの関係
4. 暫定性	参議院の緊急集会において採られた措置の効力は暫定的なもの	(現行解釈による)	↓ 立憲主義に即しているか？

- ① 参議院の緊急集会は「平時における二院制国会の例外」であることを踏まえ、立憲主義の観点からも、憲法の慎重な解釈が必要
- ② 有事における「二院制国会の機能維持」のため、議員任期延長など、憲法に新たな規定を設け、万全の措置を講ずるべき